

至学館大学大学院・至学館大学

ソフトウェア管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、至学館大学大学院、至学館大学、同一キャンパス内にある研究所等（大学院・大学・同一キャンパス内にある研究所等を併せて以下、「本学」という。）におけるライセンスを伴うソフトウェア（以下、「ソフトウェア」という。）の利用及び管理に関して必要な事項を定めることにより、ソフトウェアの違法な使用を防止し、以ってソフトウェアの適正な利用を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「オリジナルディスク」とは、ソフトウェアが記録されたメディアで、ソフトウェアの著作権者又は著作権者から許諾を得た者が記録し、作成したものをいう。
- (2) 「ライセンス」とは、ソフトウェアの購入、使用許諾契約の締結等により、ソフトウェアを適法に利用することができる地位をいう。
- (3) 「管理単位」とは、ソフトウェアの管理が実施される範囲で、この範囲ごとにソフトウェア管理責任者が選任されるものとする。
- (4) 「ソフトウェア管理責任者」（以下、「管理責任者」という。）とは、管理単位ごとに選任され、ソフトウェア管理の実施について責任を有する者をいう。
- (5) 「インストール管理台帳」とは、パーソナルコンピュータ（以下、「コンピュータ」という。）ごとに実際にインストールされているソフトウェア名が記載された帳簿をいう。
- (6) 「ライセンス管理台帳」とは、購入その他の方法で取得したライセンスが記載されている帳簿をいう。
- (7) 「ソフトウェア監査」とは、実際にコンピュータにインストールされているソフトウェアを調査すること及びその調査結果とインストール管理台帳及びライセンス管理台帳とを照合することをいう。
- (8) 「職員」とは、就業規則第4条第4項に定める者をいう。また、非常勤講師、嘱託職員、臨時職員、期限付職員を含むものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学が所有又は借用するすべてのコンピュータにインストールされているソフトウェア、並びにインストールされることとなるべきソフトウェアについて適用する。

- ② この規程は、ソフトウェアのアップグレード又はバージョンアップのためのソフトウェアについても適用する。

(ソフトウェア管理の統括部署とその業務)

第4条 ソフトウェア管理の統括部署を情報センター室とする。

- ② セキュリティ対策委員長（以下、「委員長」という。）は、定期的に管理責任者に対

して各管理単位におけるソフトウェア管理の実施を要請し、実施結果の報告を受け、ソフトウェア管理が適切に行われているかを確認しなければならない。

- ③ 委員長は、職員及び学生を含む本学の構成員に対して、ソフトウェアの適切な管理について指導し、周知徹底するよう努めなければならない。
- ④ 委員長は、ソフトウェアの管理上重要な問題を認めた場合、速やかにセキュリティ対策委員会にその事実を報告するものとする。

(管理責任者)

第5条 職員のうち、研究科長、学部長、学科長、研究所長、経営管理局管理職の任にある者を各管理単位におけるソフトウェア管理責任者とする。

(管理責任者の業務)

第6条 管理責任者は、管理単位に所属するコンピュータに関して、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 委員長からの要請に基づき、ソフトウェアの適正管理に関する監査実施結果を委員長に報告すること。
 - (2) インストール管理台帳を作成し、ソフトウェアを新たにインストールし、又は削除したときは、速やかにインストール管理台帳に記載すること。
 - (3) ライセンス管理台帳を作成し、オリジナルディスクの購入・使用許諾契約その他によってライセンスを取得し、又はオリジナルディスクの廃棄、譲渡、使用許諾契約の解除その他によって、ライセンスを失ったときは、速やかにライセンス管理台帳に記載すること。
 - (4) オリジナルディスク、ライセンス証明書、使用許諾契約書等ライセンスを証明する文書を保管し、委員長から提示を求められたときは、直ちに提示すること。
 - (5) 管理単位において、定期的にソフトウェア監査を実施し、その結果を委員長に報告すること。
- ② 各部門のセキュリティ対策委員は管理責任者と協力してソフトウェア管理の任にあたるものとする。

(遵守事項)

第7条 職員は、ソフトウェア管理に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理責任者の許可なく、本学或いは個人が所有し、又は借用するコンピュータにソフトウェアをインストールしてはならない。
- (2) 管理責任者の許可なく、本学が所有し、又は借用するソフトウェアのオリジナルディスク及びその複製物を学外へ持ち出してはならない。
- (3) 所属する管理単位内のコンピュータにインストールされることとなるべきソフトウェアを各管理単位で取得したときには、オリジナルディスク、ライセンス証明書、使用許諾契約番等ライセンスを証明する文書を直ちに管理責任者に引き渡さなければならない。ただし、教員研究費で取得したソフトウェアについては、当該教員がオリジナルディスク、ライセンス証明書、使用許諾契約番等ライセンスを証明する文書を管理するものとする。
- (4) コンピュータからソフトウェアを削除したときには、速やかに管理責任者に報告しなければならない。
- (5) ソフトウェア監査の実施に協力しなければならない。

(所 管)

第8条 この規程は、セキュリティ対策委員会(以下、「委員会」という。)が所管する。

② この規程に反すると思われる行為が認められ、或いは報告された場合は、委員会において事実関係の審査を行う。

③ 前項に係る行為が事実として認定された場合は、学長に報告する。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て学長がこれを定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改正又は廃止は、委員会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は平成19年11月1日付けで制定し、同日より施行する。 (制 定)

附 則

この規程は平成22年4月1日より施行する。 (規程名の変更。目的の項の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。
(目的の項、所管の項、規程の改廃の項の改正。補則の項の追加)

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。 (用語の定義の項の改正)

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。
(ソフトウェア管理の統括部署とその業務の項、管理責任者の業務の項の改正)

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。 (目的の項の改正)